

新しい法律のご案内

- 内縁の妻(夫)も遺族年金を請求できます…………… 1頁
- 民法が新しくなります(改正民法の紹介①)～法定利率と中間利息の控除～ 2頁
- 基本給と残業代は分けられるべき(最高裁判決)…………… 4頁
- 事務局だより…………… 5頁

内縁の妻(夫)も遺族年金を請求できます



弁護士
松森 彬

1 内縁の妻(夫)も遺族年金を受けとることができます

遺族年金は、「被保険者によって生計を維持していた遺族」が受けとることができます。年金は遺族の生活の安定が損なわれないようにする制度ですので、法律(厚生年金保険法)は、婚姻届を出していない事実婚(いわゆる内縁)の妻(あるいは夫)でも遺族年金を受けとることができることと定めています。(以下では内縁の妻について説明しますが内縁の夫の場合も同じです。)

2 戸籍上の妻と内縁の妻がある場合

戸籍上の妻と内縁の妻の両方があるときは、どちらが配偶者として年金を受けとることができるのでしょうか。法律は、婚姻制度の保護と遺族の生活の保護の両方を考えて、「戸籍上の婚姻関係が形骸化していて、事実上離婚状態にあったときは、内縁の妻が年金を受けとることができる」としています。婚姻関係が形骸化しているかどうかは、別居期間、反復した音信・訪問の

有無、経済的な依存関係の有無、婚姻関係を修復する努力の有無などを見ることになります。

3 行政と裁判で基準が少し違います

行政(日本年金機構)は、別居期間はおおむね10年以上とする基準を設け、それより短い期間では破綻していないと判断することが多いようです。しかし、裁判では、別居期間が6年10か月のケースでも婚姻関係は破綻していたとして内縁の妻の権利を認めています(大阪地裁平成27年10月2日判決)。

また、生活費が戸籍上の妻に支払われていたときは、行政は婚姻関係は形骸化していないと判断することが多いのですが、裁判所は、お金の支払いがあっても婚姻関係の実体が失われているときは内縁の妻を配偶者と認めています(大阪高裁平成26年11月27日判決等)。

このように、行政で認められなくても、裁判をすれば内縁の妻が配偶者として年金をもらえる可能性があります。

4 事務所で扱ったケース

私が扱った事例をご紹介します。夫婦として約10年暮らしていた内縁の妻は、年金事務所から配偶者と認められず、困っておられました。夫は同族会社の社長で、

役員であった戸籍上の妻と会社で会ったり仕事の連絡をしたりすることがありました。年金事務所は婚姻関係は形骸化していたと言えないとして、内縁の妻を配偶者と認めませんでした。しかし、仕事上の連絡を夫婦としての交流と捉えるべきではありませんので、審査会に不服申立を行いました。その結果、内縁の妻は配偶者と認められ、

月額約17万円の年金を受けとることができるようになりました。

当事務所では、他にも年金請求の裁判を行っています。行政で認められなくても不服申立や裁判で認められるケースもあります。遺族年金の問題でお困りのときはご相談ください。

民法が新しくなります(改正民法の紹介①) ～法定利率と中間利息の控除～



弁護士
高江 俊名

2017年5月26日、民法の改正法が成立し、同年6月2日に公布されました。施行には、十分な周知のため、成立から約3年の周知期間を設けられており、改正民法は2020年4月1日から施行される予定です。

1 121年ぶりの改正

民法は、民事の基本法であるため、全ての人に間接的に関わりがあると言ってよい法律ですが、明治29年(1896年)に制定されて以来、制定当時の内容がほとんどそのまま現在まで引き継がれてきていました。

しかし、1世紀以上の間に、私たちの国の社会・経済情勢は、様々な面で大きく変化しています。取引量は劇的に増大し、取引内容も複雑高度化しています。情報伝達の手段も飛躍的に発展しています。

そのような変化に法律を対応させていくため、民法の中の契約や債権に関する規定を全般的に見直し、改正することになりま

した。明治時代に制定されて以来、121年ぶりの法改正です。

民法は、私たちの生活に非常に関わりの深い身近な法律ですので、今回の改正を機に、今後、主な規定についてシリーズでご案内していきたいと思っております。

第1回では、「法定利率」と「中間利息の控除」の規定を取り上げます。

2 法定利率

(1) 法定利率とは

現行の民法は、「利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。」と定めています(民法404条)。これが「法定利率」とされているもので、その利率は年5分(5%)とされてきました。

また、民法は、債務者が期限までに支払をしない場合の遅延損害金についても、特に取り決めをしていない場合は、法定利率によるものと定めています(民法419条)。

(2) 改正の背景 ～金利情勢の変化～

昨今、市場金利が低下し、「超低金利」、「ゼロ金利」と呼ばれるような金利情勢が長期化する中で、年5%という法定利率が市場金利と比べて高すぎると指摘されてきました。

そのため、法定利率を見直すことになりましたが、市場金利は変動していくものであるため、どのように見直すかが問題となりました。

(3) どのように変わるか

今回の改正では、まず、年5%という利率を年3%に引き下げることとした上、今後は、3年ごとに法定利率の見直しを行う変動制を採用することにしました。

具体的には、3年を1期として、過去5年間の貸出約定平均金利の平均値(基準割合)が1%以上変動した場合に限り、1%単位で法定利率を変動させることにしました。

3 中間利息の控除

(1) 中間利息の控除とは

中間利息の控除というのは、損害賠償の算定の場面などで用いられる考え方です。例えば、ある人が交通事故で亡くなり、遺族が加害者に損害賠償請求をするという場合、被害者が生きていたなら得られたはずの収入について賠償を求めることとなりますが、仮にその損害が1年あたり300万円として、事故がなければ20年間はそのまま働くことができたとする、単純に考えれば、300万円×20年として6000万円の賠償を受けるべきことになりそうです。

しかし、もし遺族がその6000万円を銀行に預けておいて年5%の利息を得られるとすればどうでしょうか？ 遺族にとっては、本来なら何年後かにしか得られなかった金銭が元本となって、かなりの利息収入が得られることとなります。

そこで、その利息の分を差し引いて賠償額を算定し、調整するというのが「中間利息の控除」の考え方です。

「中間利息の控除」は、現行の民法に規定されているものではありませんが、損害賠償の裁判実務の中でルール化され、裁判所は、その際の利率として、民法が定める年5%の法定利率を前提に「中間利息の控

除」をしてきました。

しかし、最近の低金利情勢を受けて、年5%で中間利息の控除を行うことの不合理が指摘されるようになりました。

(2) 法定利率の改正との連動

今回の民法改正で、法定利率の改正と合わせて、損害賠償額の算定において中間利息を控除する場合は法定利率をもとにすることが、民法の法文の中に明確に規定されました。

また、前述のように、法定利率について変動制が導入されることになったため、中間利息控除の際の利率は、損害賠償請求権が発生した時点の利率を適用することが規定されました。交通事故であれば、事故発生時の法定利率が適用されることとなります。

この改正により、2020年4月の施行から少なくとも向こう3年間に発生した事故の損害賠償では、年3%で中間利息の控除が行われることとなります。

(3) 損害賠償実務への影響

～自動車保険料の値上げも？～

この中間利息控除における利率の変更は、交通事故などでの損害賠償の実務に非常に大きな影響を与えることが想定されています。日本損害保険協会の試算によれば、例として、一家の支柱である27才男性が死亡した場合の収入喪失による損害は、法定利率が5%の場合は5560万円程度であるのに対して、3%の場合は7490万円となります。この差額をそのまま認めるのかどうかは今後の賠償実務における検討課題となりますが、賠償額が大きくなるとうると、自動車賠償保険の保険料の値上げにつながっていくことも想定されます。

このように、今回の民法改正は、多くの国民にとって、その経済生活に直接影響している内容を含んでいるのです。

基本給と残業代は分けられるべき（最高裁判決）



弁護士
柳本千恵

1 「残業代は基本給に含む」との定めは有効？

年棒1700万円の支払いを受けていた医師が、勤務先の医療法人に対して、残業代等の割増賃金を請求する裁判を起しました。

医療法人は、医師との間には年棒の中に割増賃金を含めるという合意があったことから、割増賃金は全て支払済みであると主張して、争いました。

地裁と高裁は、割増賃金込みとした合意を有効としましたが、最高裁は、この合意を無効とし、割増賃金が支払われたということはできないと判断しました（平成29年7月7日）。

2 固定残業代制に関する裁判例

労働基準法等は、時間外、休日及び深夜労働の割増賃金の計算方法を定めています。

他方、仕事の性質上、時間外労働や深夜労働が恒常的に発生する労働者に対して、法所定の計算方法ではなく、いわゆる「固定残業代制」（基本給や諸手当にあらかじめ一定額の割増賃金を含める方法）を採用する会社が少なくありません。

そこで、従前から、固定残業代制による割増賃金の支払いの有効性が裁判で争われてきました。

これまで、裁判所は、①通常の労働時間の賃金に当たる部分（いわゆる基本給）と割増賃金に当たる部分とを判別することができること、②割増賃金として支払われた

金額が、法所定の計算方法により計算した割増賃金の額を下回らないこと、という2つの要件を満たす場合に、固定残業代制による割増賃金の支払いは有効であると判断してきました。

①の要件が求められるのは、固定残業代制に基づく割増賃金の支払いが、法所定の額を満たすかどうかを判断できるようにするためです。

3 割増賃金の額を判別できることが必要

上記裁判では、地裁と高裁は、年棒1700万円のうち割増賃金に当たる部分が明らかではない（上記①の要件を満たさない）としながらも、医師の給与額が高額であり労働者としての保護に欠けるおそれはない等の理由で、医師の割増賃金請求を認めませんでした。最高裁は、①の要件を満たさないから、割増賃金の支払いがされたとは認められないとして、従来の裁判例を踏襲した判断を示しました。

この判決の直後、厚労省から、固定残業代に関する通達が出されました（平成29年7月31日基監発0731第1号）。この通達には、固定残業代制を採用する場合の留意点として、(1)基本給の金額、及び、割増賃金に相当する金額や時間外労働等の時間数を書面等で明示し、基本給と割増賃金に当たる部分とを明確に区別できるようにすること、(2)割増賃金に当たる部分の金額が法所定の計算方法により計算した割増賃金の額を下回る場合には、その差額を所定の賃金支払日に支払わなければならないことが記載されています。

割増賃金の支払いが無効と判断されずと、割増賃金分を含むとして高額に設定した基本給全額を基礎にして割増賃金を計算し直すこととなりますので、固定残業代制を定める際には注意が必要です。

事務局だより

「お得なきっぷ」

大浜 愛子

今年のお正月は、近鉄電車の「伊勢神宮初詣割引きっぷ（5200円）」を使って伊勢方面へ日帰り旅行に行きました。まず、大阪難波→大和八木まで特急ACE、大和八木→鳥羽まで特急サニーカー、鳥羽→賢島まで特急しまかぜに乗りました。鳥羽で途中下車をし、いちべ神社という勝負事で有名な神社をお参りしました。賢島の志摩観光ホテル（伊勢志摩サミットの会場：山崎豊子の華麗なる一族にも出てきます）でランチをしました。食後、賢島→宇治山田まで特急伊勢志摩ライナーに乗り、宇治山田で下車し、外宮（内宮は前回お参りしたので、時間の都合上、外宮だけになりました）を参拝しました。参道沿いの赤福で、おぜんざいを頂き、宇治山田→大阪上本町までは特急ビスタカーで帰ってきました。しまかぜを含む5つの特急に乗りましたが、このきっぷは、しまかぜのみ特急料金が別途必要ですが、他の特急には特急料金がかからず、松阪～賢島間は乗降自由です。また、きっぷの特典で伊勢神宮では参拝記念の戌の置物が頂けて、お正月からお得な初詣をすることができました。そうです、私、少しだけ「乗り鉄」です。（←いえ、結構な「乗り鉄」です。田村談）

「西天満界隈の美味しいお店」

田村 まゆか

事務所の周りには、美味しいお店がたくさんあります。いつもお昼はお弁当を持ってきていますが、たまにランチに行く時があります。今日は私が食べたお店で美味しかったな～と思うお店を紹介します。

1. 「ビーフン東」ビーフンとちまきを出してくれるお店です。焼きビーフンと汁ビーフンがあります。ちまきは「小」のサイズでもお腹が一杯になります。
2. 「吟昨」小鍋と地酒のお店です。寒い冬には特にお鍋がお勧めです。お一人様用の小鍋で、私は牛鍋定食をいただきました。他にも豚の味噌鍋定食、カレー鍋定食などがあります。
3. 「雅masa」肉と野菜の溶岩焼きのお店です。レアな焼き具合で運ばれてきて、溶岩を使って自分の好みの焼き加減にします。
4. 「ZETA」イタリアンです。パスタメニューも豊富ですし、デザートもついています。また、パンがとても美味しいです。

他にもランチではありませんが、「乃が美」という食パン専門店がちょっと離れたところがあり、手土産にすると喜ばれるお店もあります。

事務所業務のご案内

- 業務時間 【平日】午前9時15分～午後5時30分
【第1・3土曜】午前9時15分～午後0時30分
- 相談は、事前に電話で予約をお願いいたします。
- 初回相談料 … 30分 5,400円

あ と が き

春暖の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

当事務所は昨年秋に法人化しまして、「弁護士法人 西天満総合法律事務所」になりました。所員一同新たな気持ちで元気に仕事をさせていただいております。

法律関係の情報をご案内するニュースを年2回発行しておりますが、この度「2018年春号」を作りましたので、お送りさせていただきます。

今回は、「内縁の妻(夫)も遺族年金を請求できます」、「民法が新しくなります～法定利率と中間利息の控除～(改正民法の紹介①)」、「基本給と残業代は分けられるべき(最高裁判決)」、「事務局だより」を掲載しています。

2018年(平成30年)4月

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館4階

電話 06(6364)5010 FAX 06(6364)2372

ホームページ URL <http://www.mt-law.jp/>

(地図も掲載しています)

弁護士法人 西天満総合法律事務所

弁護士 高江俊名 弁護士 松森 彬 弁護士 柳本千恵



高江 俊名 松森 彬

田村 まゆか 柳本 千恵 大浜 愛子